

官民連携都市再生推進事業

令和8年度 募集要領

■ 募集期間

令和8年1月5日(月)～令和8年1月29日(木) 12:00まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 加藤、粹田、松本
Tel: 03-5253-8111(内線 32553、32563、32543)

※ 令和8年度当初予算成立を前提としたものです。

令和8年1月
國土交通省
都 市 局

< 目 次 >

I.	官民連携都市再生推進事業について	
1.	目的	p. 1
2.	官民連携都市再生推進事業の各支援メニューの概要	p. 1
II.	募集対象及び補助対象事業の選定について	
1.	募集対象	p. 4
2.	選定方法	p. 4
3.	選定基準	p. 4
III.	応募、ヒアリングについて	
1.	応募について	p. 7
2.	ヒアリングの実施について	p. 8
IV.	事業の実施にあたっての留意点	p. 9
V.	よくある質問	p. 11

＜関連資料＞

1. 官民連携都市再生推進事業の概要	別添
2. 応募様式	別添
3. 官民連携都市再生推進事業制度要綱	別添
4. 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱	別添

I. 官民連携都市再生推進事業について

1. 目的

令和7年5月に「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」より、「成熟社会の共感都市再生ビジョン（以下、共感ビジョンという）」として、目指すべき都市再生の方向性が示されました。

共感ビジョンでは、量的拡大を追求する成長社会から、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟社会に移行し、都市の個性と質や価値に着目し、中長期的に持続可能な都市の再生を図る必要があるとし、都市の普遍的な魅力を向上させるとともに、画一化することなく固有の魅力を一層高めていくため、官民連携の創意工夫を促し、その内容を評価することで、都市に人々の「共感」を呼び込む施策を推進することが有効と示されました。

また、「共創・支援型エリアマネジメントによる地域経営」を取り組むべき施策の1つとして定め、エリアマネジメント団体が、主体的に地域に関わり合いながら、居住者や来訪者等との新たな価値や営みを共創し、地域経営を担う存在へと進化すべきことや、団体が自立的に活動できるようになるまでの間、社会実験やビジョン策定など初動期への伴走を推進すべきこと、エリアマネジメントを主体的に担う中心的な存在である都市再生推進法人の積極的な活用等、共感ビジョンに記されています。

これまでの官民連携都市再生推進事業により、エリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定支援など官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォーム活動支援事業や普及啓発事業を推進してきました。今後は共感ビジョンの内容も踏まえ、市町村から公的なまちづくりの担い手として位置づけられ、関係者調整のコーディネーターとしての役割や、自ら活動を実施するプレイヤーとしての役割を担う「都市再生推進法人」が参画するエリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定、未来ビジョンの実現に向けた目標設定と評価等が適切に行われる社会実験の実施等、初動期の取組をより重点的に支援することで、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力等の強化、持続的なエリアマネジメントの推進を図ります。

2. 官民連携都市再生推進事業の各支援メニューの概要

(1) エリアプラットフォーム活動支援事業

エリアプラットフォーム活動支援事業は、官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画等（以下、「未来ビジョン等」という。）の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現に向けた取組など、3つの事業により構成されます。

①エリアプラットフォームの構築

＜補助対象＞

未来ビジョン等の策定や未来ビジョンを実現するための自立・自立型システムの構築を目的とした官民連携によるエリアプラットフォームの構築・運営に要する費用

②未来ビジョン等の策定

＜補助対象＞

エリアの将来像や将来像を実現するための官民連携による取組等を記載した、未来ビジョン等の策定に要する費用

③成果運動プログラム型社会実験

＜補助対象＞

未来ビジョン等に基づく、都市の魅力や国際競争力を向上するための施策（目標設定と評

価が適切に行われるものに限る※) の実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営、データ活用等）に要する費用

上記施策の実施に必要となる都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設（いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る）の整備に要する費用

※ エリアマネジメント活動を評価することで、活動の効果を可視化し、関係主体との合意形成や活動内容の見直し・改善に活用することが望ましいことから、目標設定と評価を要件としています。

(2) 普及啓発事業

普及啓発事業は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなど都市再生推進法人の育成に資する取組を、官民のまちづくり活動に取り組んでいる者等に普及啓発するものです。

①都市再生推進法人の育成

<補助対象>

民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発するために行う事業のうち、全国を対象に都市再生推進法人の育成に資する取組

各支援メニューの補助対象地域・補助事業者・補助率・補助年数一覧

支援メニュー	補助対象地域	補助事業者	補助率	補助年数
①エリアプラットフォームの構築	全国	・都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームを含む） ・市町村（特別区を含む）※ ¹	定額※ ²	①～③で最大 <u>5年間</u> (そのうち① は最大2年 間)
②未来ビジョン等※ ³ の策定	全国※ ⁶	・都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム※ ⁷	<u>1/2</u>	
③成果連動プログラム型社会実験※ ⁴ ※ ⁵	全国	・都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム※ ⁸	1/2	
都市再生推進法人の育成	全国	研修等事業者 ・都市再生推進法人 ・民間事業者、特定非営利活動法人その他これらに類する者（都市再生推進法人及び民間事業者等を構成員とするJVを含む。）	定額	—

※1 エリアプラットフォーム構築の準備段階においてのみ、市町村（特別区を含む）を補助対象とする。

※2 年額1,000万円を上限とする。

※3 未来ビジョン及び連携ビジョン※⁴を指す。

※4 特定都市再生緊急整備地域で策定される連携ビジョンは、大都市の国際競争力の強化に資するものに限る。また、その他の地域で策定される連携ビジョンは、地方都市におけるイノベーション拠点の形成に資するものに限る。

- ※5 エリアマネジメント活動の自走化に一定程度寄与するような目標設定と評価等が適切に行われる社会実験を対象とする。
- ※6 連携ビジョンの策定の補助対象地域は、特定都市再生緊急整備地域及び東京都特別区、大阪市 及び名古屋市の旧市街地（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財務上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる地域）を除く地域
- ※7 令和8年度の公募においては、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォーム）または市町村（特別区を含む）※¹に読み替える。
- ※8 令和8年度の公募においては、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォーム）に読み替える。

II. 募集対象及び補助対象事業の選定について

1. 募集対象

今回の公募においては、I. 2. で言う（1）エリアプラットフォーム活動支援事業の、「① エリアプラットフォームの構築」「② 未来ビジョン等の策定」、及び「③ 成果連動プログラム型社会実験」が募集対象となります。

令和8年度に係る官民連携都市再生推進事業全体の予算は総額1.02億円（国費）であり、エリアプラットフォーム活動支援事業に係る補助分はその内数となります。

なお、（2）普及啓発事業の「① 都市再生推進法人の育成」は、別途公募を実施いたします。

2. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

3. 選定基準

（1）エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定・未来ビジョン等の改定

ア. 応募要件

a. エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の新規策定

① 事業主体が、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームを含む）または市町村（特別区を含む）であること。

b. 未来ビジョン等の改定

① 事業主体が、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームを含む）であること。

エリアプラットフォームについて



「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要であることから、官民の多様な人材が参画する「エリアプラットフォーム」を補助対象事業者とする。

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none">・市町村・都市再生推進法人のその他のまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利法活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	<ul style="list-style-type: none">・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none">・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者の参画や支援	<ul style="list-style-type: none">・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者・専門人材（大学の有識者等） 等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	<ul style="list-style-type: none">・国・関係都道府県・公安委員会・公共交通事業者等・都市開発事業を施行する民間事業者・独立行政法人・民間都市機構・金融機関・建築物の所有者、管理者若しくは占有者・公共施設の整備若しくは管理を行う者	<ul style="list-style-type: none">・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

未来ビジョンに記載する必須事項について



記載事項

○地域の特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○地域の特性を踏まえた目指す姿

内外の多様の人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○目指す姿に向けた施策と役割分担

まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

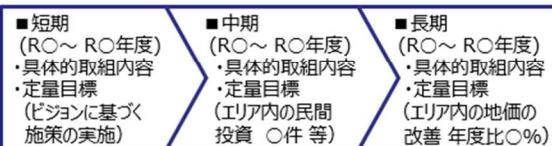
○ビジュアルで示すエリアの将来像



○将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目 指 す 姿	① : ○○	①-1 : ○○	都再法人
		①-2 : ○○	○○市
	② : ○○	②-1 : ○○	○○会社

○ロードマップ



連携ビジョンに記載する必須事項について

記載事項

- 施設間又は地域間の連携に関する現況分析
- 連携の将来像に向けた施策と役割分担

- 施設間又は地域間の連携において目指す将来像
- 連携の将来像に向けたロードマップ

イ. 重点審査項目

① 事業の目的や策定方針、手法等が地域のまちづくり課題に沿ったものであること。

未来ビジョンの対象エリアについて、エリアの現状や強み弱み、課題などを的確に分析するとともに、未来ビジョンの策定方針や検討体制、検討プロセスが上記分析に対して適切に定められている地域に重点化を図ります。

② 事業の実施体制が適切かつ持続的な体制であるとともに、優れた活動実績のある者や団体の参画や支援が見込まれていること。

事業の実施にあたり、ジェンダー平等を意識するなど多様なまちづくりの担い手や関係者の参画・連携が見込まれるほか、優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援が見込まれる地域に重点化を図ります。

③ 策定予定の未来ビジョン等に基づく取組として、官民連携による地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

取組を通じて、目指すべき効果が明確に示されるとともに、官民連携まちづくりに関する各種制度を活用する意向がある地域に重点化を図ります。

（各種制度の参考）

官民連携まちづくりポータルサイト:https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi Tk_000047.html

④ 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。

エリアプラットフォームの持続的な活動を実現するための安定的な財源確保の方策や人材確保・組織体制の構築に向けた取組の方向性や未来ビジョン等の公表など事業に関する情報発信

の方針が具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。

⑤ 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

（2）成果連動プログラム型社会実験

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームを含む）であること。
- ② 事業内容が、未来ビジョン等に基づく、都市の魅力や国際競争力を向上するための施策（目標設定と評価が適切に行われるものに限る）の実施にあたり必要となるものであること。

イ. 重点審査項目

- ① 事業の目的、事業の取組方針、手法等が地域のまちづくりの課題に沿ったものであること。
事業の目的、事業の取組方針、手法等が地域のまちづくりの課題に沿っている地域に重点化を図ります。
- ② 事業の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。
構成員や参画・支援する専門人材・関係者が取組の方向性と合致しており、まちづくり専門人材が参画するなど持続的な取組体制が具体的に示されている地域に重点化を図ります。
- ③ 事業の実施にあたり、目標設定及び実施結果の評価の方針、スケジュールが定められていること。
事業の目標設定及び実施結果の評価の方針、スケジュールが具体的かつ適切に定められている地域に重点化を図ります。
- ④ 事業実施後の取組の持続性及び効果が高いと期待されるものであること。
③と併せて事業実施後の実施結果の公表方針、評価結果の活用方針及び次年度以降のスケジュールが具体的かつ適切に定められているなどエリアマネジメント活動の自走化に一定程度寄与すると期待される地域に重点化を図ります。
- ⑤ 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

III. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について

(1) 提出物

項目		提出物
エリアプラットフォーム活動支援事業	① エリアプラットフォームの構築 ② 未来ビジョン等の策定（新規・改定）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式A-1 ・様式A-2 ・様式C ・エリアプラットフォーム規約※¹ ・エリアプラットフォーム構成員等名簿※¹ ・上記データを統合したPDFデータ ・（一覧表）様式A-① ・エリアプラットフォームにより策定した未来ビジョン※² ・ヒアリング日程表 <p>※1：エリアプラットフォームとして応募する場合（仮を含む）に添付してください。</p> <p>※3：応募時点で策定済みの場合は未来ビジョン等（案を含む）を添付してください。</p>
	③ 成果連動プログラム型社会実験	<ul style="list-style-type: none"> ・様式A-1 ・様式A-2 ・様式C ・エリアプラットフォーム規約 ・エリアプラットフォーム構成員等名簿 ・上記データを統合したPDFデータ ・（一覧表）様式A-② ・エリアプラットフォームにより策定した未来ビジョン※³ ・ヒアリング日程表 <p>※3：応募時点で策定されている未来ビジョン等（案を含む）を添付してください。</p>

(2) 提出先

管轄の地方整備局等へ電子メールにて提出してください。

局	部	課・係	提出先(メール)	住所	問い合わせ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	hkd-ky-matidukuri@gxb.mlit.go.jp	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 市街地事業係	thr-toshijutaku@ki.mlit.go.jp	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査第二係	ktr-toshiseibi-02@gxb.mlit.go.jp	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshi-jyutakuseibi@hrr.mlit.go.jp	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 技術指導係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 市街地係	kkr-toshiseibi86@mlit.go.jp	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshijyutaku@cgr.mlit.go.jp	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	skr-chdd@mlit.go.jp	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査係	qsr-kense_toshi01@mlit.go.jp	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	kentika.toshiseibi.90.m1c@ogb.cao.go.jp	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

(3) 提出締切

令和8年1月29日（木）12：00必着（厳守）

(4) 応募様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落としすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・所定の提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出を妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング（オンライン）を予定しています（2月中）。実施の際には、実施予定日・方法等を別途ご連絡いたします。
- ・ヒアリングは、質疑に回答できる事業主体の構成員が参加してください。なお、エリアプラットフォーム活動支援事業に対するヒアリングについては、市区町村担当者の同席を必須とします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願ひいたします。

IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用に際しては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律のほか下記の事項を遵守してください。

(交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。
- ・ 「未来ビジョン等の改定」「成果連動プログラム型社会実験」にて補助対象事業に選定された場合は、交付申請書と併せて、まちなか再生事業計画※を提出してください。

※ まちなか再生事業計画とは「地域名及び対象地域の概要、事業名、事業概要、事業実施体制、事業期間」に関する事項を記載した計画を言います。

(補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得てください。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めることがあります。国土交通省の指定する様式にて進捗状況を報告してください。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出してください。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算支払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。
- ・ 振込口座について、エリアプラットフォームの場合はエリアプラットフォームの交付申請者であることが明確に分かる口座名義としてください。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。
- ・ 本事業の効果の把握に加え、本事業の結果を公表することにより、全国における取組の活性化を図るため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行うので回答してください。

(他の補助金との併用)

- 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

V. よくある質問

(1) エリアプラットフォームについて

No	質 問	回 答
1	エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像の実現に向けた取組を行います。
2	エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
3	エリアプラットフォームが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
4	オブザーバーとして参加する者も構成員と見なすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
5	市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして見なせません。
6	都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助事業者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助事業者としています。
7	エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
8	都市再生推進法人や既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
9	エリアプラットフォームに都市再生推進法人が参画するにあたり、A市にて指定を受けている都市再生推進法人が、B市のエリアプラットフォームに参画する場合、未来ビジョン策定等に必要な都市再生推進法人の参画要件を満たすことになるでしょうか。	A市で指定された都市再生推進法人がB市のエリプラに参画しても、B市において都市再生推進法人としての業務は実施できないため、適切ではないと考えます。よって都市再生推進法人参画の要件は満たしません。

(2) 未来ビジョン等について

No	質問	回答
1	未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
2	未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあっては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。
3	未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。
4	1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
5	未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画、連携ビジョンなどを想定しています。
6	未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
7	都市計画マスターplanを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスターplanを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスターplanに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。

(3) エリアプラットフォーム活動支援事業について

No	質問	回答
1	「エリアプラットフォームの構築」と「未来ビジョン等の新規策定」の同時応募は可能ですか。	エリアプラットフォームの構築と未来ビジョン等の策定を同一年に実施することは可能です。事業主体毎に、応募に必要な提出物を1セット提出願います。
2	応募する事業が2年間を予定している場合、今回の記載内容は募集年度分のみを記載すれば良いですか。また、次年度分は別途応募することとなりますか。	記載対象は主に当該年度分です。ただし、様式 A-2 に「事業実施スケジュール」を記載する項目があるので、そちらに今後の予定のご記入をお願いします。また、次年度分については、改めて応募していただくことになります。
3	添付する規約等は、原本でなければならないですか。	写しで構いません。

4	人件費の具体的な対象はどのようなものですか。エリアプラットフォームの運営事務局職員の人件費は対象となりますか。	例えば、実証事業時に必要となる交通誘導員等、事業執行に直接必要な事務に従事する臨時職員に限り対象となります。継続的に雇用されている者や、庶務、経理等の一般事務に従事する者は対象外です。													
5	R8年度にエリアプラットフォーム構築支援と未来ビジョン等の策定支援を要望申請する予定でしたが、そのような申請は可能でしょうか。	可能です。													
6	要望時点ではエリアプラットフォームに都市再生推進法人が参画していませんが、令和7年度末(R8.3.31)までに参画する予定です。都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォームとして要望申請可能でしょうか。	要望申請可能です。													
7	「都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォーム」とありますが、いつまでに参画する予定であれば対象の補助事業者となりますか。	特に期限は設けませんが、未来ビジョン等の策定支援等のメニューを活用する場合は都市再生推進法人が参画していることが要件となりますのでご留意願います。(※経過措置の期間中は除く。)													
8	「各支援メニューの補助対象地域・補助事業者・補助率・補助年数一覧」の※6について、経過措置期間は令和8年度のみでしょうか。	令和9年度も同様の経過措置となる予定です。令和10年度以降の経過措置はございません。													
9	「各支援メニューの補助対象地域・補助事業者・補助率・補助年数一覧」の補助年数①～③で最大5年間について、もう少し詳細な考え方を教えてください。	<p>「エリアプラットフォームの構築」、「未来ビジョン等の策定」、「成果連動プログラム型社会実験」のいずれかに支援可能な期間は最大5年間とします。</p> <p>令和8年度から新たに設ける期間の制限となるため、令和7年度以前の官まち事業を活用した期間は一部を除き通算しない扱いとします。</p> <p>最大補助年数の考え方は下記のようになります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度までの 活用実績</th> <th>令和8年度以降の 補助年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区</td> <td>エリプラ構築^② 未来ビジョン策定^② 社会実験^②</td> <td>なし^② なし^② なし^②</td> <td rowspan="3">5年^②</td> </tr> <tr> <td>B地区</td> <td>エリプラ構築^② 未来ビジョン策定^② 社会実験^②</td> <td>1年（R7）^② なし^② なし^②</td> </tr> <tr> <td>C地区</td> <td>エリプラ構築^② 未来ビジョン策定^② 社会実験^②</td> <td>1年（R5）^② 1年（R6）^② 1年（R7）^②</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エリプラ構築支援についてはすでに1年実施しているため最大1年間とする)</p>		令和7年度までの 活用実績	令和8年度以降の 補助年数	A地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	なし ^② なし ^② なし ^②	5年 ^②	B地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	1年（R7） ^② なし ^② なし ^②	C地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	1年（R5） ^② 1年（R6） ^② 1年（R7） ^②
	令和7年度までの 活用実績	令和8年度以降の 補助年数													
A地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	なし ^② なし ^② なし ^②	5年 ^②												
B地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	1年（R7） ^② なし ^② なし ^②													
C地区	エリプラ構築 ^② 未来ビジョン策定 ^② 社会実験 ^②	1年（R5） ^② 1年（R6） ^② 1年（R7） ^②													
10	未来ビジョン等の策定支援は、R8以降の補助率1／2と記載がありますが、上限額の設定はない認識でしょうか。	ご認識のとおりです。													

(4) 成果連動プログラム型社会実験について

No	質問	回答
1	社会実験については令和7年度の補助金交付要綱では「1事業あたり1年間に限る」とされています。令和7年度までに事業を実施している場合は、令和8年度以降に事業を実施することは不可能でしょうか。	可能です。令和7年度までの「社会実験・データ活用」の実施年数は「成果連動プログラム型社会実験」の実施年数とはみなしません。 また、まちづくり分野における社会実験は、単年度では見極められない季節・年度ごとの変動や、住民・事業者・来訪者の需要変化等を把握する必要があります。さらに、公共空間の活用ルールや関係者間の費用負担のあり方の調整等、時間を要することが見込まれます。そのため、これまで「1事業あたり1年間に限る」としていた社会実験について、複数年実施することを可能としています。
2	地方都市イノベーション拠点形成にて連携ビジョンを策定しました。R8 年度地方イノベーション拠点形成の社会実験・データ活用を要望予定でしたが、成果連動プログラム型社会実験を要望申請することは可能でしょうか。	成果連動プログラム型社会実験の募集対象、応募要件を満たすものであれば可能です。
3	提出する様式において、エリマネ活動について、目標設定と評価を行うためのロジックモデルを構築することとありますが、作成する意図はなんですか。	未来ビジョンに基づくエリアマネジメント活動の段階的な活動効果や複数の活動における効果の相関性を可視化し、関係主体との合意形成や活動内容の見直し・改善に活用することが望ましいと考えるため、作成を応募要件としています。 ロジックモデルによる評価の方法については、「エリアマネジメントの評価ガイドライン（R6.4 月 国土交通省）」をご確認ください。
4	未来ビジョンでアクションプランや目指す将来像等を定めています。そうした内容を活用しロジックモデルを作成するものでしょうか。	ご認識の通りです。 未来ビジョンを策定する段階で、活動、結果、目指す将来像について、概ね明示していただいていることだと思います。目指す将来像を実現するためには何が必要か、という観点から、逆算して効果（アウトカム）部分を記載いただくイメージです。
5	活動（アクティビティ）はいくつ定める必要がありますか。	掲載する活動の数は任意ですが、未来ビジョンに基づく主要な活動は定めてください。（全てを網羅的に記載する必要はございません。）
6	結果（アウトプット）や効果（アウトカム）は、どの程度正確なものを記載する必要がありますか。	ロジックモデルは、評価結果を基に、エリマネ活動の効果や活動等の見直しの必要性等を考察するために活用いただくものです。そのため、結果（アウトプット）・効果（アウトカム）の項目立てや、評価指標は事業を進める中で、変わることが想定されますので、現時点で考えている内容を記載ください。

7	<p>参考で添付されているロジックモデルの都市はある程度規模の大きい都市のようです。活動効果の大小は要望の評価に関係するのでしょうか。</p>	<p>ロジックモデルの作成は応募要件であり、内容の優劣により重点化を図るものではございません。</p> <p>また、エリマネ活動のロジックモデルは、立地環境・主体など、エリアそれぞれ異なる与条件を踏まえ、自エリアの活動や効果をモデルとして評価するものであり、エリア間での活動効果の大小を比較するものではありません。</p>
---	---	---

(5) その他（共通）

No	質問	回答
1	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
2	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
3	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。現時点では、4月上旬に内定通知を発出予定であり、その後交付決定を行いますので、内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
4	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	事業完了後に支払いとなります。